

議案第4号

新居浜市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年2月23日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例（昭和35年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号ア中「第16条第1項」を「第13条第1項」に、「第19条第2項」を「第18条第2項」に改め、同条第4項第4号中「同法」を「法」に改め、同項第5号中「第9条第1項」を「第9条の2第1項」に改め、同項第6号中「第16条第1項」を「第13条第1項」に、「第19条第1項」を「第18条第1項」に改め、同項第10号中「第111条」を「第109条」に改め、同項第15号中「昭和35年法律第168号」を「昭和25年法律第168号」に改める。

第6条第1項中「互に」を「互いに」に改める。

第14条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第15条中「次の各号に」を「次に」に改める。

第26条中「言渡を」を「言渡しを」に改める。

第36条第1項中「第37条」を「次条」に改める。

第44条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第2項中「当該各号」を「同号」に改める。

第46条第1項中「言渡」を「言渡し」に、「取消」を「取消し」に改める。

第60条第2号中「による他の市町村の教育職員として」を「により他の市町村の教育職員としての」に改める。

附則第5条第1項中「附則第4条」を「前条」に、「前条」を「同条」に改める。

附則第12条中「次の各号に」を「それぞれ次に」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じたこと等による所要の条文整備を行うため、本案を提出する。